

様式第1－6（日本工業規格A列4番）

30嘉地第〇〇〇号
平成30年〇月〇日

国土交通大臣 殿

嘉麻市長 赤間 幸弘
(地域活性推進課)

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成 30 年〇月〇日

(名称) 嘉麻市

生活交通確保維持改善計画の名称
嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>嘉麻市においては、平成29年7月に嘉麻市地域公共交通網形成計画を策定しており、網形成計画に定める実施事業において、利便性の高い交通環境の構築し、市内外を結ぶ公共交通路線の確保として、稲築から桂川方面への公共交通路線の構築を図ることとしている。</p> <p>現在の公共交通として、飯塚市に連絡するバス路線である、西鉄バス上山田線、飯塚～大隈線、碓井・大分坑線を軸に、市内の4つの地域（山田地域・稲築地域・碓井地域・嘉穂地域）にコミュニティバスや福祉バス等により構成される公共交通網を形成している。</p> <p>市内にはJR後藤寺線の下鴨生駅が立地し、飯塚市及び田川市方面へのアクセス性を有するが、福岡市や北九州市方面等の広域的なアクセスにおいては、隣接する桂川町に立地するJR福北ゆたか線の桂川駅への住民の移動ニーズが高い。</p> <p>また、嘉麻市では、稲築地域に市役所新庁舎を建設中であり、平成32度の供用を予定していることから、市内各地域や市外から稲築地域への移動ニーズは高まるものと予想する。</p> <p>しかしながら、稲築地域から桂川駅への公共交通路線はなく、路線バスを乗り換えてアクセスする必要がある。</p> <p>さらに、稲築地域と桂川駅をつなぐ沿線には、稲築志耕館高校、嘉穂総合高校の2高校が立地し、市内から嘉穂総合高校、市外から稲築志耕館高校の双方のアクセス性の確保も求められている。</p> <p>このため、嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画によって、稲築～桂川線を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
<p>1) 事業の目標</p> <p>稲築～桂川線の収支率を 20%以上とする。</p> <p>(嘉麻市地域公共交通網形成計画 P79 参照)</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>稲築～桂川線を運行することにより、稲築地域から桂川駅・下鴨生駅への移動手段が確保されるとともに、稲築志耕館高校、嘉穂総合高校への通学に必要不可欠な移動手段が確保される。</p> <p>また、平成 32 年度に予定する市内のコミュニティバス路線網の再編により、さらに効率的な運行体系の確保が可能となる。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップの配布等）（嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会）
- ・市バスラッピングや車内広告等による収入の確保（嘉麻市、交通事業者、関係企業）
- ・地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進（嘉麻市、商工会議所、商工会）
- ・高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討（嘉麻市、交通事業者、地域住民）

（嘉麻市地域公共交通網形成計画 P68～69 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

嘉麻市から運行事業者への補助金額については、運行経費の全額を負担し、運行収入及び国庫補助金を嘉麻市にて受け入れを行うこととしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

嘉麻市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

- ・利用者数調査（バス停別利用者数）
- ・住民アンケート（郵送アンケート調査）

8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13. **車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 29 年 7 月 27 日（第 1 回） 地域公共交通運行計画の協議依頼
- ・平成 29 年 11 月 13 日（第 2 回） 運行計画の現状分析、路線見直しの考え方等協議
- ・平成 29 年 12 月 22 日（第 3 回） 地域公共交通確保に向けた基本方針等の協議
- ・平成 30 年 1 月 31 日（第 4 回） 嘉麻市地域公共交通運行計画（案）等の協議
- ・平成 30 年 2 月 22 日（第 5 回） 嘉麻市地域公共交通運行計画（案）等協議、了承
- ・平成 30 年 3 月 15 日（第 6 回） 個別路線（稻築桂川線）について協議
- ・平成 30 年 5 月 28 日（第 1 回） 個別路線（稻築桂川線）について協議、了承（予定）

16. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページ及び広報紙、各庁舎の情報コーナーにて嘉麻市地域公共交通運行計画（案）に関する意見を募集した。嘉麻市地域公共交通網形成計画策定時に住民や高校生を対象にアンケート調査を実施した。予てより、稲築地域から桂川駅への路線の設置を求める声が強かったため、同路線を新設する計画とした。

17. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福岡県 企画地域振興部 交通政策課
関係市区町村	嘉麻市 総務課、地域活性推進課
交通事業者・交通施設管理者等	西鉄バス筑豊(株) 福岡県筑豊地区タクシー協会 福岡県バス協会 福岡県飯塚県土整備事務所 嘉麻警察署
地方運輸局	福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	NPO 法人タウンコンパス、嘉麻市観光まちづくり協会、嘉麻市教育委員会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県嘉麻市上臼井 446-1

(所 属) 嘉麻市 地域活性推進課

(氏 名) 塚本 明弘

(電 話) 0948-62-5677

(e-mail) kassei@city.kama.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくて差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、**地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です（ただし、上記2. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。**

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件(別表7のみ)
福岡県 嘉麻市	(1) 稲篠～桂川線(日中)	下鴨生駅	嘉麻市役所	桂川駅	往 12.7 km 復 12.7 km	359 日	1,975 回		路線定期	②(1)	地域間幹線系統である上山田線と枝坂で接続を図る	①	
					往 13.0 km 復 13.0 km								
	(3)				往 km 復 km		日	回					
	(4)				往 km 復 km		日	回					
	(5)				往 km 復 km		日	回					
	(6)				往 km 復 km		日	回					
	(7)				往 km 復 km		日	回					
	(8)				往 km 復 km		日	回					
	(9)				往 km 復 km		日	回					
	(10)				往 km 復 km		日	回					
	(11)				往 km 復 km		日	回					
	(12)				往 km 復 km		日	回					
	(13)				往 km 復 km		日	回					
	(14)				往 km 復 km		日	回					
	(15)				往 km 復 km		日	回					
	(16)				往 km 復 km		日	回					
	(17)				往 km 復 km		日	回					
	(18)				往 km 復 km		日	回					
	(19)				往 km 復 km		日	回					
	(20)				往 km 復 km		日	回					

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ○を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	福岡県嘉麻市
-------	--------

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	38,743
交通不便地域	39,742

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
39,742	嘉麻市全域	過疎地域

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
39,742	対象人口 × 150円 + 240万円	8,361,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑯)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

計画運行日数、計画運行回数の算出表